

青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(令和 5 年第 4 回定例会 提出予定案件)

1 提案理由

道路法施行令の一部改正を勘案し、道路占用料を改定する等のため。

2 改正内容

(1) 道路占用料の額の見直し

道路法施行令の一部を改正する政令により、国道について直近の固定資産税評価額を使用し、近年の地価動向を道路占用料へ反映させる見直しがされたことに伴い、本市の道路占用料についても、これまでの改定と同様に道路法施行令に示す額と同額とする見直しを行う。

(2) 自動運行補助施設<sup>\*</sup>に係る道路占用料の新設

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、占用許可を受けて自動運行補助施設を設置する場合の道路占用料の額が定められたことに伴い、本市も自動運行補助施設に係る道路占用料を新設する。

※自動運行補助施設とは、自動運行車の安全な運行を、道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日